

## 論説

# デンマークにおける非行少年・若年成人犯罪者の社会復帰支援の一断面

—就労支援機構「ハイ・ファイブ」の活動を一例として—

松 澤 伸

- I はじめに
- II 背景事情
- III ハイ・ファイブ総説
- IV ハイ・ファイブの歴史・組織
- V ハイ・ファイブによる具体的な支援内容
- VI ハイ・ファイブの成果
- VII ハイ・ファイブをめぐる報道・言論
- VIII 若干の考察

## I はじめに

裁判防止策を講じる際、非行少年や若年成人犯罪者の社会復帰支援は、極めて重要な課題である。特に、社会復帰を成功させるためには、就労支援が重要な鍵をにぎっているが、これについて、ヨーロッパでは、いわゆるソーシャル・ファームが数多く創設され、注目を集めている。ソーシャル・ファームについて、石川正興教授は以下のように定義づけられている。すなわち、「①出資者から資金を集め、公益に資する成果を出すことをもって配当の代わりとする、一般就労とも福祉的就労とも異なる企業形態を採っている。②

市場志向型でありながら、『環境に配慮した製品・サービスの開発』を目指している。③『企業の社会的責任』の観点から、労働市場で不利な立場の者、すなわち犯罪・非行を行った者や、障害者や高齢者・シングルマザー・ニート等を対象に、雇用の創出を目指す<sup>1</sup>と。こうした、いわば等身大の就労支援は、民間レベルに限らず、国家レベルで行われる場合もある。たとえば、デンマークでは、非行少年ないし比較的年齢の若い犯罪者の社会復帰支援にあたり<sup>2</sup>、近年、国家レベルで、従来の企業に、特に上記③の観点からの橋渡しを行うことで就労支援を行う機構「ハイ・ファイブ」が創設され、内外で注目を集めている。

「ハイ・ファイブ」については、我が国においても、すでに、更生保護学会において、事務局長のオーレ・ハッセル氏による講演が行われており、ある程度的事实は知られている<sup>3</sup>。ただ、その前提となるデンマーク社会や、デンマーク法、デンマークの犯罪状況、さらには我が国には伝わってこない報道や言論などをふまえた解説も必要であると思われる。そこで、本稿では、就労支援機構「ハイ・ファイブ」につき、現時点で把握している内容について、こうした事情をふまえつつ、北欧刑法学を専攻する研究者の立場から、若干の解説を加えることにしたい<sup>4</sup>。

## II 背景事情

### (1) デンマークについて

前提として、デンマークという国、デンマーク人の考え方、犯罪観を説明する<sup>5</sup>。デンマークは、北欧の小国であるものの、国民の幸福度調査で常に上位に位置し、先進的国家施策の場面では必ず言及される、いわば「未来社会」を実現した国家である。同時に、デンマークは、ヴァイキングとして古代ヨーロッパ世界を震撼させた世界最古の王制国家でもあり、イギリス法にも影響を与えた国家である。大陸法やコモン・ローとは異なる独自の法体系を持ち、同じ北欧に属するスウェーデンと、北欧を二分する支配者としての国家を構築していく中で、スカンジナビア法体系を構築してきた歴史は、比較

法的に見ても特異な地位を占めるものである。いわば、デンマークは、「古くて新しい」国家だということができる。

「古くて新しい」デンマークであるが、高度社会福祉国家であることはよく知られる通りである。1930年代に、社会民主党が政権を獲得して以来、政権交代はあっても、基本的に、福祉国家として、社会における弱者と強者の差を極力少なくしていくという方向で、国家が発展して来たところに特色がある。こうした考えが発展した背景には、19世紀中葉に活躍した哲学者・宗教家・教育者であるグルンドヴィ(Nikolaj Frederik Severin Grundtvig)の考え方の影響がある。グルンドヴィの有名な言葉に、「貧しいものを少なく、富めるものはもっと少なく」というスローガンがある。すなわち、社会の構成員をできるだけ均質にし、弱者や異質な者を排除することなく社会に取り込んで取扱い、同化させていこうという思想である。この考え方が、デンマーク社会の基本的な発想になっている<sup>6</sup>。

## (2) ノーマリゼーションの思想

上記の発想の代表格が、「ノーマリゼーション」である。「ノーマリゼーション」は、もともと、デンマークの社会大臣(Socialminister)であったバンク＝ミケルセン(Niels Erik Bank-Mikkelsen)が1953年に提唱した概念である。当時、集中的に隔離されて扱われていた障害のある子供を、社会において可能な限り通常の生活をさせることを目的としていた。1959年にはこの理念が「知的障害者福祉法」において、法制化されている。

この発想は、北欧諸国において広く受け入れられている。これは、犯罪者観においても同様である。たとえば、刑法学者トーマス・エルホルム(Thomas Elholm)は、デンマークの刑務所について、以下のように述べている。「デンマークには、開放刑務所と閉鎖刑務所の2種類があります。他の北欧諸国でも大体同じような施設が設けられています。通常は、日中仕事に出かけて、夜には刑務所に帰ってくるようになります。デンマークの場合は、ノーマリゼーションという言葉がありまして、刑務所に入ってもなるべく通常と同じ生活を送るということを目指しています。したがって、例えば、受刑者は全員自分で食事の準備をします。刑務所の中に売店、お店があり、そこ

に行き材料を買ってきて、自分で食事を作ります。刑務所の台所には、様々な道具も置いてあります。非常に危険な犯罪者が収容されている刑務所では、包丁が壁に鉄のワイヤーのようなもので取り付けられており、包丁を持ち出すことができないようになっていたりもします。しかし、それ以外は普通の台所と同じです。(原文改行) 刑務所の中には、アパートのような部屋が併設されています。例えば犯罪者の妻や子供が訪問に来た際に、このアパートを一日借りて一緒に過ごすということのために設けられています。なぜこのようなことが行われているかということ、私たちのノーマライゼーションという考え方の帰結であります。すなわち、受刑者はできる限り通常の生活を送るべきであるということです。そして、これにより、受刑者ができるべく自然に社会に戻れると考えています。この部屋を利用して家族や子供に会い、家族とのネットワークを維持するということは、刑務所から出所した際に、非常に自然に社会に戻れるということにつながるものであり、重要なものです。」<sup>7</sup>と。

### Ⅲ ハイ・ファイブ総説

#### (1) 概要

さて、上記のような背景・考え方を持つデンマークにおいて活動している就労支援機構「ハイ・ファイブ」とは、どのようなものか。以下、ハイ・ファイブが自ら公刊している資料に基づき<sup>8</sup>、その活動を紹介していくことにしたい。

ハイ・ファイブは、警察、犯罪防止委員会、企業、矯正局、学校などと協力して活動する独立した組織であり、前科のある者、犯罪から抜け出そうとしている者を支援する団体である。その支援対象の中心は、若者である。典型的には、15-30歳の者ということになる<sup>9</sup>。

ここでいう若者は、以下の三つのパターンに分けられる。①前科がないが、今後、犯罪をおかす危険がありそうな者、②前科があるが、矯正施設に入っていない者、③前科があり、矯正施設に入っている・出て来た者、である。

ハイ・ファイブは、③を中心に活動しているようである。①、②については、デンマークの場合、SSP（スクール・ソサエティ・ポリス）という地域で活動する公的組織があって、そちらが犯罪防止に力を入れている。

なお、前科について説明すると、デンマークでは、前科記録書（straffattest）という書面があり、その書面になにも記載がないかどうか、ということが1つの問題となる。たとえば、デンマークでは、就職時に、就職する者の同意を得て、本書面を調べるのが通常のこととなっている。すなわち、企業が市に対して同書面の内容について問い合わせることが可能だということである。

ハイ・ファイブでは、前科記録書を参考に、当該の若者について、どのような社会復帰がもっとも適切なのかを考えることになる。たとえば、幼児に性的虐待を加えた者は、保育園で勤務させるのは困難であろう。薬物犯罪を犯した者は薬局で働くのは無理だし、窃盗を犯した者は商店で働くのは無理であることが多いであろう。

## （2）ハイ・ファイブのビジョンと活動

以下、ハイ・ファイブが掲げるビジョンを見てみることにしよう。

- ① ハイ・ファイブはデンマーク人の人々に対する見方、犯罪者であった過去を持つ者・あるいは、前科のある者に対する見方、を変えたいと考えている。
- ② ハイ・ファイブは労働力が足りない企業・社会的責任を担いたいと考えている企業の第一の協働パートナーでありたいと考えている。
- ③ ハイ・ファイブは、公的機関と公的・私的労働市場を近づけたいと考えている。そうすることで、社会の辺縁のグループを取り込んだ組織的協働が可能となる。
- ④ ハイ・ファイブは、二つの専門性を持つ機関として、すべての政党に利用・記憶してもらいたいと考えている。つまり、ハイ・ファイブは、既存の公的機関と経済活動を架橋しようとする、またそうする能力のある、積極的効果を持つ機関である。

こうしたビジョンのもと、ハイ・ファイブは、その活動を4つに分けて示している。

- ① 核心的課題：仕事・教育を見つけること。
- ② 架橋機能：仕事先・学校と若者を繋ぐこと。
- ③ 広報・説明業務：ハイ・ファイブの活動を広報し説明すること。
- ④ 発展的・啓蒙的業務：広くハイ・ファイブの思想を広めて定着させること、たとえば論壇において活動する等<sup>10</sup>。

## IV ハイ・ファイブの歴史・組織

### (1) ハイ・ファイブの歴史

ハイ・ファイブは、2006年に創設されている。イニシアティブをとったのは、①企業 CEO 連絡会議議長、②労働大臣、③警察庁長官であり、このうち、中心的に活動したのが、警察庁長官のハンネ・ベック＝ハンセン (Hanne Beck Hansen) であった。

彼らは、まず、「社会的責任についてのフォーラム」(Virksomhedsforum for socialt ansvar, 略称 VFSA。以下では、「CSR フォーラム」とする)の1つのプロジェクトとして、労働省に活動費用を申請した。その申請が通り、ハイ・ファイブの活動が始まったわけである。ただし、この CSR フォーラムは、労働大臣の諮問機関として設けられたものである。その点では、ハイ・ファイブは国家レベルのプロジェクトとすることができる。2006年に創設されたハイ・ファイブは、最初は期間限定のプロジェクトで、その期間は、3年間であった。

### (2) ハイ・ファイブの予算

以上の経緯から、ハイ・ファイブには、労働省から資金の提供がある。具体的には、2006年から2009年までは年間500万クローネ(およそ1億円)であり、その後はおよそ2億円、さらに、2013年から2億6千万円となって

いる。

もともとは、期間限定のプロジェクトであったため、06から09年までは暫定的な予算であったが、有効な活動であることが判明したため、継続的に予算が与えられることとなり、その額も上昇を続けている。

### (3) 現在の組織

現在の組織は、事務局長である警察官OBのオーレ・ヘッセル(Ole Hessel)のもと、プロジェクトに参加している企業COE、警察、矯正局、経団連、評価会社から、理事会のメンバーが組織されている。

事務局長は、理事会により指名される。その下に、デンマークを3つに分けた地域ごとに責任者がおかれている。また、専任の職員もおかれている。当初は5人だったが、活動が拡大するに連れて増員され、現在は20人である。職員は、ハイ・ファイブが協働して活動している機関に所属していたというバックグラウンドをもつ者を主として採用している。たとえば、警察、市、人事会社等がそれにあたる。そして、重要なこととして、若者についての仕事であることを理解している者でなければならないとされる。すなわち、就労支援する側とされる側の両者の理解が必要ということである。

## V ハイ・ファイブによる具体的な支援内容

### (1) 対象者

ハイ・ファイブにおいて、支援の対象となる若者は、上にも述べたように、以下のような者である。すなわち、以前処罰されたことがある者、あるいは、犯罪者から抜け出そうとしている若い人たちであり、その年齢は、15歳から30歳までを想定している。その中には、①前科がないが、今後、犯罪をおかす危険がありそうな者、②前科があるが、矯正施設に入っていない者、③前科があり、矯正施設に入っている・出て来た者、といったいくつかのバリエーションがありうる。

これらの若者のうち、支援が不要な者、すなわち、自力で職場や学校に復

帰できる者が2割、支援が不可能な者、すなわち身体的・精神的状態において職場や学校に復帰できないことが明らかな者が2割いるが、それらの者を除いた「多分」支援が可能な6割が、ハイ・ファイブの対象とする者のグループになる。

このグループに含まれる若者に対して、ハイ・ファイブが求める条件は、以下の4つである。まず、①仕事がしたい、仕事ができるということ。すなわち、強い動機である。いわば、ボールは若者の側にあるということである。次に、②犯罪から離れること。これには、犯罪の種類も関係している。離れられやすい犯罪とそうでない犯罪があり、それらが考慮される。③薬物を使っていないこと。これは、いわゆるゼロ・トレランスである。薬物を使用している状態で、ハイ・ファイブの支援を受けることはできない。④特定の住所があること。住所のない者は仕事を持ってないからである。住所は、生活を立て直す基本であるという発想がある。

ハイ・ファイブという就労支援機関が存在していること、どのような活動をしているのかということについては、矯正施設にいる間、矯正官から、若者に紹介が行われる。これに対してどういう態度で臨むかは、若者次第である。ハイ・ファイブ側から、若者を勧誘することはない。若者が主体的に動き出すことが重要だという認識がなされている。

## （2）支援申請方法

次に、支援対象となりうる若者が、ハイ・ファイブの支援を受けたいと思った場合、どのような手続をとればよいか。

ハイ・ファイブへの支援申請は、インターネットを通じて行う。支援申請願書と同意書の提出が必要である。願書には、住所・以前の職歴・興味・運転免許等の資格・文字が読めるかどうか等、就職において必要な事項を記入する。そのほか、若者側の将来の就職・就学についての希望を記入する。

その後、ハイ・ファイブによる面接が行われ、上記の基準を満たしているかが判断される。仕事につく準備ができていと判断された場合、ハイ・ファイブが企業に紹介を行う。その後、企業の側で、通常の求職者と同様の手続で採否を決定する。企業の側は、採否どちらも決定できる。

### (3) 調査面接とその後のプロセス

上に述べた面接について、ハイ・ファイブは独自の調査面接を行っており、それには、基準が設定されている。これらの基準は、以下のようなものである。①態度。通常の就職の面接と同様の態度が求められる。正しい言葉遣い、ガムをかまない、ポケットに手を入れない、など、きちんとした態度が求められる。②犯した犯罪に対して誠実であること。犯した犯罪について、若者に、その内容・背景についてきちんと説明させる。これは、企業に事情を簡明に説明できるかどうか判断する点で重要である。③若者側の前提条件。特に運転免許を持っているかどうかは就職に影響する。また、文字が読めるかどうかも確認する。支援対象となる若者は、劣悪な生活環境にあった者が多い。その点を考慮しつつ、面接が行われる。最後に、④目標設定を行わせる。若者に、3年後にどうなっているか、という目標を設定させる。

面接結果については、必ず若者に通知する。企業に紹介する場合はもちろん、不合格の場合も、その結果を通知する。特に、不合格の場合には、その理由を明らかにする。

調査面接が終了すると、ハイ・ファイブによる企業のニーズに合致した候補者の選定が行われる。企業は、ハイ・ファイブから資料（候補者の情報＝願書、履歴書、前科の記録、ハイ・ファイブによる評価）を受けとり、独自に面接を行う（希望があればハイ・ファイブが同席することもある）。その後、企業による採否判定が行われ、採用となった場合は、企業とハイ・ファイブが勤務条件等を協議する。採用後は、ハイ・ファイブが、関連機関を通じて企業に対する必要なバックアップを行う。

### (4) メンターについて

ハイ・ファイブからの紹介で、若者を採用することになった場合、企業は、メンターを選定する。メンターは企業の職員が担当し、企業に若者をなじませる役目を担う。企業における毎日の生活の助言・指導（トイレ、食事等のごく基本的なことから、企業文化や企業の目標としている価値、職場の不文のルールを含めて）を行う。

メンターは、若者のロール・モデルとなることが求められている。但し、若者に過度に干渉しない。企業の職員から選ばれたメンターは、ハイ・ファイブが提供するメンター講座を受講する。これは、年2回であり、3日間のインターネットによる講座である。コペンハーゲン市と協力し、2008年から開始している。年に1度は、メンター・ネットワークデーを設け、メンター同士で直接情報交換も行う。メンターは、講座受講後も、必要に応じてハイ・ファイブと連絡を取り、必要な助言を受けることができる。

## VI ハイ・ファイブの成果

ハイ・ファイブの具体的な成果は、以下のような表にまとめられる。

2006-2009年（予算：年間1億円 職員：5名）

仕事の紹介	388件
学校の紹介	0件
合計紹介件数	388件
登録した若者の数	727名
登録した企業の数	532社
効果：犯罪に戻らなかった若者	73%

2010-2013年（予算：年間2億円 全国展開 職員：20名=2013年）

仕事の紹介	658件
学校の紹介	104件
合計紹介件数	762件
登録した若者の数	1429名
登録した企業の数	1162社
効果：犯罪に戻らなかった若者	81%

ハイ・ファイブの活動により、社会全体として、2億8000万クローネ(41億6000万円)の節約になっているという<sup>11</sup>。また、ハイ・ファイブの方法は、再社会化という点で優れた方法であることが認識され、犯罪者に限らず、障害者の社会復帰等にも応用が行われ始めている。

## Ⅶ ハイ・ファイブをめぐる報道・言論

ハイ・ファイブの活動は、以上のように非常に成功を収めているが、それにまつわるネガティブな報道・言論も存在することを指摘しておきたい<sup>12</sup>。ここでは、そのひとつを紹介しておく。

数年前、デンマーク国営放送は、ハイ・ファイブと協力して、若者にスペインの聖地への巡礼の旅を企画し、テレビ番組として、成功を収めた。その成功に引続いて、著名なコックであるクラウス・マイヤー氏を招いて、全国3カ所の刑務所で、料理学校を開くという企画を行った(マイヤー氏は、デンマークでも極めて著名なコックであり、世界最高のレストランとの評価を得たレストラン「ノーマ」を開いたコックでもある)。デンマークでコックになるには、実習と座学の両方が必要であり、実習のチャンスを得るのは難しい。特に、マイヤー氏のもとで実習する許可を得るのは、非常に困難であるといわれている。ところが、ハイ・ファイブの就学支援により、出所した少年に、そのチャンスが与えられた。これについて、デンマークを代表する新聞のひとつであるポリティケン紙において、批判的な記事(我が国でいう社説あるいは論壇のような記事)が掲載されるということが起こった。

その後、マイヤー氏のもとで実習中の同出所者について、元恋人から、新聞(ポリティケン紙、さらに、より解説的な新聞であるインフォメーション紙など)に告発があった。すなわち、同出所者は、元恋人に暴力を振るって失明させた者であって、元恋人は、失明によって、自分の進みたかった学校から入学許可がおりなかった、というのである(その暴行は、三階の窓から突き落とすという、極めて悪質かつ危険なものであった)。

これを契機に、ハイ・ファイブの活動はナイーブではないか、なぜ犯罪加

害者がそれだけよい待遇を受けて、被害者が保護されないのか、企業やマイヤー氏の売名行為ではないか、といった議論が起こった。現在、元恋人は、犯罪被害者支援活動において、積極的に活動しており、マスコミにも度々登場している。

ちなみに、同出所者は、一昨年春、マイヤー氏のパン職人養成学校に新たに入学している。批判を受けたマイヤー氏は、これについて、出所者にもチャンスが与えられるべきだ、と答えている（ただ、同出所者のコックとしての能力には疑問も提示されており、またしても、マスコミの話題となっている）。

## VIII 若干の考察

以上、ハイ・ファイブの活動を概説し、それにまつわる言論も一瞥した。あくまで文献による調査であり、今後の実態調査が必要であるが、少なくとも、文献による限り、非常に効果的に運用されていると思われる。ハイ・ファイブは、日本をはじめとして、海外からも注目を集めているが、ハイ・ファイブ自身は、その理由として、①公的機関と私的企業を縦断的に活動することができる能力、②企業に対して元犯罪者を採用するように動機づけることができる能力、の2つの能力をあげている。そうした能力があることは当然として、それがなぜハイ・ファイブに備わっているか、組織だけではなく、基本的な発想に遡った理解が必要であろう。特に、背景にあるのがデンマーク社会の基本的な発想であるノーマリゼーションであり、社会や企業全体がこれをバックアップする姿勢が整っていることは、強調しておかなければならない。日本でこうした就労支援機構やソーシャル・ファームを、ハイ・ファイブ並みの規模で成功させるためには、社会や企業の意識を変えていくことが必要であろう。

デンマークにおける少年犯罪の現実を見てみると、デンマークでは、少年犯罪に対して、福祉的対応と司法的対応との組み合わせで対応されており<sup>13</sup>、そのうち、ハイ・ファイブによる支援が得られるのは、司法的対応、すなわ

ち、刑罰による対応を受けてきた者たちであると考えられる。デンマークにおいては、司法的対応にまで至るケースは、かなり重大な事件である場合が多いから、そこから就労支援がなされ、うまく社会復帰が計られているということには、率直に言って、驚きを覚える。我が国にうまく活かすことができれば、素晴らしい成果となると思う。

同時に、当然ながら、こうした就労支援機構は、万能ではない。ハイ・ファイブの活動に見られるように、支援できない若者も、少なからず存在する。これらの者については、別途の方策が必要であり、どうやって対応するかも考えていかなければならない。また、ハイ・ファイブの活動が、批判を受けている面もある。その点についても、事実を見据えた評価が必要であろう。

さらに、ハイ・ファイブが支援している若者が受けている刑罰の平均がどの程度であるか、調査する必要もあるように思われる。デンマークの場合、短期の自由刑が多用されているが、それは、社会が、刑罰について、それほどマイナスに考えていないこともあるかもしれない。

北欧には特殊性もあるが、普遍性もあると思われる。高度社会福祉国家で事情が違うから日本になじまない、という発想は正しくない。日本にも導入できることは多い。もちろん、北欧だから素晴らしい、という発想もあり得ない。日本独自の事情を活かした方法で、就労支援機構やソーシャル・ファームのよい面を導入していくことが必要であろう。

<sup>1</sup> 後掲注(4)に示す科学研究費の申請書における表現による。

<sup>2</sup> デンマークにおける犯罪者の社会復帰について論じた文献として、たとえば、岡部真貴子「デンマークにおける犯罪者の社会復帰の取り組みの動向：我が国への示唆として」海外社会保障研究183号59頁以下。

<sup>3</sup> 講演の概要について、更生保護学研究2号(2013年)5頁、さらに13・21頁参照。

<sup>4</sup> なお、「ハイ・ファイブ」については、今後、科学研究費(研究代表者・石川正興教授「非行少年・犯罪者に対する就労支援システムの展開可能性に関する考察」(課題番号15H03297))の助成を受けたWIPSSによる実態調査が予定されている。本稿は、そのパイロット調査の一部、あるいは、実態調査前の予想回答集としての意義ももたせたいと考えている。

<sup>5</sup> デンマーク法の背景事情に関する簡単な紹介として、拙著「デンマーク法(1)」法学教室386号27頁以下参照。より詳細は、拙著『機能主義刑法学の理論』(2001年、信山社)を参照されたい。

<sup>6</sup> 1930年に社会民主党が政権を獲得して以来、社会福祉重視の思想は、デンマークにおける一貫した考え方である。但し、2015年の総選挙では、排外的なデンマーク国民党がかつてないほど議席を伸ばし、議会第二党に躍進するなど、北欧においても、ポピュリスト勢力が伸長していることには注目しなければならない。

<sup>7</sup> トーマス・エルホルム 松澤伸・木崎峻輔・岡田侑大(訳)「北欧(ノルディック)諸国における刑罰と量刑」比較法学48巻3号134-135頁。

<sup>8</sup> <http://www.highfive.net> で参照できる。英語版もあるが、本稿ではデンマーク語版を参照した。本稿は、基本的に、この解説を要約・敷衍あるいは若干の補充を行ったものに過ぎない。

<sup>9</sup> デンマークの少年犯罪について、25歳から30歳くらいの若者まで含めて解説したものとして、拙稿「デンマークにおける少年犯罪への法的対応」立教法務研究9号159頁以下がある。

<sup>10</sup> その他、筆者の印象に残ったハイ・ファイブのスローガンを以下あげておきたい。「ひとりひとは少しだけできる。みんなならたくさんできる」。「社会は共同責任を負う」。「デンマークでは全ての国民が違法行為について、もしかしたらやろうとしていなかった違法行為についても、訴追される可能性がある。しかしもし判決が下され、執行されれば、あとは人生を進めなければならない——ほかになにがあるのか」。「ハイ・ファイブが望んでいるのは、犯罪を犯した若者に仕事や教育をつくり出すということだけではない。我々の目標は、若者がライフスタイルを変えること、そして犯罪と関わらない人生にとどまることである」。

<sup>11</sup> もし若者が犯罪を犯さないような生活を維持できれば、ひとりにつき、1400万クローネの経済効果があるが、これを人数で掛けて、年間での成果に換算すると、以上の金額になるということである。直接の経済効果の他にも、保険や損害賠償金が生じなくなることに始まる副次的効果、企業にとってのイメージアップ等(社会的責任を果たしている)の効果も期待できるとされる。

<sup>12</sup> こうした事情は、当然ながら公式資料には記載されていないものであり、若干ジャーナリスティックな内容ではあるが、我が国でハイ・ファイブと同クラスの規模就労支援機構を展開するのであれば、当然問題となりうるものでもあるので、敢えて紹介することとした。

<sup>13</sup> 松澤伸「デンマークにおける少年犯罪への法的対応」立教法務研究9号159頁以下参照。